

永楽荘桜自治会

私たちの自治会は、自分たちが主体となってまちのルールづくりを進め、①法的拘束力のある地区計画や景観計画と②緑化等の自主的なルールとを組み合わせることによって独自の工夫を重ねてきました。

桜並木を中心に美しいまちなみ保全に取り組んだことから、市・府それぞれから「永楽荘の桜とまちなみ」として顕彰をうけました。また様々な制度を活用した仕組みづくりを行ったことで、国からもまちなみコンクールの表彰を受けました。

桜と閑静な住宅地のイメージから新しい会員の皆様の転入が続いております。改めて私たちのまちのルールの概要をパンフレットにして全てのご家庭に配布します。これからもみんなで住みよいまちをつくっていきましょう。

永楽荘桜自治会
会長 藤井加代子

まちづくりのルール概要

(詳細は都市計画永楽荘地区地区計画を参照) (2018年5月改定)

①法的規制	建物の用途の指定	原則、戸建て専用住宅(2戸長屋まで)
	建物の高さ制限	10m、かつ軒高7m以下
	敷地の広さ規定	160㎡以上(但し施行前の既存建物には適用しない) (分割時の特例あり)
	建物の色彩	建築物や塀などは地域の特性や周辺との調和に留意して 形態、色彩、デザイン規制
以上は市において 新築 だけでなく 増改築(外壁塗装) 時にも建築確認申請等で審査があります。		
②自主規制	敷地後退	擁壁等による圧迫感の配慮
	敷地の緑地化	緑被率10%以上を目標(樹木換算表参照)
	駐車場の確保	

建築物の屋根、外壁、塀の塗り替えは法的規制のため都市計画担当部署へ問い合わせして下さい。

連絡先：市役所都市計画推進部 都市計画課(電話：06-6858-2419)

※施工業者は都市計画課に法定規制の確認が必要です。

◆屋根で塗れない色

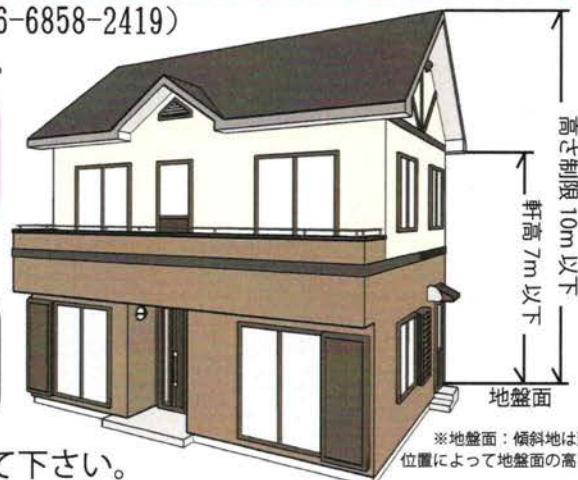
パステル調の派手な色はだめです。

塗れない色の一つです。ピンク→



◆外壁・塀は暗い色調は塗れません。

真っ黒は塗れません。→



※地盤面：傾斜地は建築物の位置によって地盤面の高さが違う

※不明な事項は桜自治会の環境委員会に問い合わせして下さい。

* 規制内容は永楽荘桜自治会のホームページ(<http://eirakusou.sakura.ne.jp/>)で確認できます。

環境委員会の活動報告

環境委員は役員改選で毎年、各班長の中から1年交替で選ばれます。
環境委員会の主な業務は以下のとおりです。

景観形成ガイドラインの運用

建築確認申請の事前確認(新築だけでなくリフォームや外壁塗装などを含む)
工事施工中の注意喚起(工事現場での騒音や駐車トラブル対応等以下の申し合わせ遵守)
ごみ収集ステーションの設定
地域清掃(秋季落ち葉清掃)の呼びかけ
児童公園の定期清掃
環境学習会の開催
桜並木の保全活動

工事施工にかかるトラブル防止(申し合わせ事項)

作業時間は原則9時～17時、日祝日は休業。なお始業準備と後始末の前後30分は認める
工事車両は必要に応じ誘導員の配置。通学時間帯の7:30～8:30分の進入は認めない
工事関係車両の路上駐車は厳禁
工事施工中の騒音、振動は豊中市の第1種低層住居専用地域の基準の限度以下に
土砂・塵芥等の路上汚染の清掃
工事車両の桜並木への保護義務の徹底 等



桜自治会館(さくらんぼ)建設の歴史

建物;木造平屋建て116.91㎡(耐震に考慮し平屋でバリアフリー構造)

第1集会室;洋室約40㎡(椅子席60名)、第2集会室;和室10畳、事務室等

敷地;豊中市から無償提供(205.81㎡)

建設資金;会員からの建設協力金(450万)と豊中市自治会館整備助成金(1,000万円)。

協力金450万円は当時の会員から24,000円/世帯の建設分担金と
公園清掃交付金や古紙集団回収費の積み立て。

不足分は会員有志による寄付金(130万)で建設されました。

寄贈;会館備品やカーテンの会員寄贈、会館の銘名板

(材質パーシモン(柿)大分県中津市の元自治会員から)

建設経過

2008年3月 会館建設アンケートの実施

4月 自治会総会で建設決議(建設準備委員会の発足)

5月 第1回自治会館建設委員会の開催
(以降延べ16回開催)

9月 自治会員に会館建設説明会の開催

2009年4月 会館建設分担金の説明

6月 自治会館の建設場所、資金計画(分担金)承認の臨時総会 (写真:会館竣工式典)

7月 建設分担金の月額払い徴収開始(原則徴収期間1年間)

2010年4月 豊中市と自治会館用地の使用貸借契約書の締結

(自治会館建設助成の申請)自治会総会で自治会館運営規則等の設定

5月 建設工事着工

8月 会館竣工及び竣工式典

